

神奈川県内の認可外保育施設における  
児童死亡事案に係る検証報告書

令和2年10月

神奈川県保育施設等における重大事故の  
再発防止のための事後的検証委員会

## 目次

はじめに	1
I 検証について	2
1 検証の目的	2
2 検証の方法	2
(1) 検証組織	2
(2) 関係機関からの情報収集	2
(3) 関係者へのヒアリングの実施	2
(4) 事案発生現場の確認	2
(5) 議論	2
II 事案の整理	3
1 事案の概要	3
2 施設の概要	3
3 本児の情報	4
4 本件保育士の情報	4
5 事案発生日の本児の様子等	4
6 事案発生前の状況	5
7 事案発生後の状況	6
8 本件保育士逮捕後の状況	10
9 事案発生現場	11
10 関係者などへのヒアリングにより確認できた事実	12
11 公判記録から確認できた事実	15
III 確認できた事実から考察する本事案の課題	17
1 夜間に1人で保育にあたっていたこと	17
2 立入調査で複数回基準違反があったが、改善されないまま 運営が続けられていたこと	17
3 犯歴がある保育士が登録取消しされずに業務を続けていたこと	18
IV まとめ	19
1 保育事業者への提言	19
2 神奈川県への提言	20
神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会 委員名簿	25
参考資料	26

## はじめに

たった生後 4 か月の赤ちゃんが命を奪われるといった忌まわしい事案で、検証をするにあたって胸が痛みました。

しかも、事案の発生時に当該の認可外保育施設でそのお子さんを保育していた保育者が、事案発生後 10 か月も経過した時点で逮捕されるという特異な事案でした。

さらに、当該保育者の刑が確定した後でも、刑務所で接見した県担当者の「なぜ事故が発生したか、亡くなった要因についても分からないということか。」という質問に、当該保育者は「関与していないので、全くもって分からない。」と答えています。つまり、当該保育者が逮捕された傷害致死容疑について”関与はしていない”と否認し続けたままで、裁判を経て当該保育者の懲役 10 年の実刑が確定されています。

なお、当該保育者は本件での実刑が確定（平成 31 年 3 月）する以前に、別件で懲役 15 年の実刑が確定（平成 30 年 7 月）しています。

もとより、当検証委員会は「関係者の処罰を目的とするものではない。」とされているものの、当検証委員会の検証は、実質的に加害者である保育者の刑の確定を待ってからの検証となり、内容としても検証する範囲は”安心安全を保障する子どもの保育の体制の環境”に限られました。

そのため、認可外保育施設でこういった子どもが死亡するといったことが再び発生しないようにするための主な論点としては、①認可外保育施設であったとしても子どもの安心安全を保障する施設とは、②担う保育者とは、③子どもの安心安全の視点からの認可外保育施設への特別立ち入り調査や改善勧告などの県の介入の在り方とは、の 3 点になりました。

検証を終えて、社会の現状と保育の体制などを考えると、解決するための対応について、具体的で実効性のある策を導き出すことは容易ではないということ、あらためて感じています。

いずれにしろ、言うまでもなく保育施設で子どもが命を落とすことは、あってはならないことです。

たった生後 4 か月で命を奪われることになってしまったお子さんのご冥福を祈りながら、検証結果を報告させていただきます。

令和 2 年 10 月

神奈川県保育施設等の重大事故の再発防止のための検証委員会  
委員長 小沼 肇

## I 検証について

### 1 検証の目的

検証は、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行うものである。

なお、検証については、事故発生の実態把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではない。

### 2 検証の方法

#### (1) 検証組織

検証は、平成 28 年 11 月 18 日に設置した、神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会（以下「検証委員会」という。）が検証組織となり実施した。

本検証委員会は、教育・保育分野の学識経験者、医師、弁護士、現場経験豊富な保育関係者で構成されている。

#### (2) 関係機関からの情報収集

事実関係を把握するために、事故発生の翌日以降、複数回の立入調査を行い、現場の状況や職員配置等を確認した。

#### (3) 関係者へのヒアリングの実施

事故発生後に行った立入調査の際に、施設長にはヒアリングを行っている。事故当時施設で勤務していた保育士に対しては、傷害致死罪の確定後、刑務所で接見しヒアリングを行った。遺族には接触できていない。

#### (4) 事案発生現場の確認

立入調査の記録をもとに発生現場の状況を確認した。

#### (5) 議論

事案の整理から再発防止策の検討、報告書の作成まで、検証委員会を表 I-1 のとおり開催し、議論を交わした。

表 I—1 委員会開催経過

開催回	日時	議事内容
第1回	平成28年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証委員会の設置について</li> <li>・ 本事案の概要について</li> <li>・ 検証方法及びスケジュールについて</li> </ul>
第2回	令和2年2月 <sup>※</sup> (書面開催)	(意見交換) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書案について</li> </ul>
第3回	令和2年10月 (書面開催)	(意見交換) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再発防止に向けた提言について</li> <li>・ 報告書のとりまとめについて</li> </ul>

※ 本事案に関する裁判の判決が平成31年3月に確定した後、報告書案を作成したことから、この時期の開催となった。

## II 事案の整理

### 1 事案の概要

本事案は、平成27年12月6日(日)午前4時27分、県内の認可外保育施設(以下「本施設」という。)において、0歳4カ月の男児(以下「本児」という。)が就寝中に心肺停止状態であることに、保育士が気づいたため、救急搬送したが、死亡した。

なお、本児の死因は、病院によると「右側頭部頭蓋骨骨折による脳内出血」であった。

平成28年10月21日に、事故発生時1人で保育していた保育士(以下「本件保育士」という。)が、本児の頭を骨折させ、脳挫滅で死亡させたとして傷害致死容疑で逮捕・起訴され、懲役10年の刑が確定している。

### 2 本施設の概要

- (1) 類型 : 認可外保育施設
- (2) 開設年月日 : 平成10年11月1日(平成15年5月30日届出)
- (3) 所在地 : 平塚市宮ノ前(ビルの3階部分)
- (4) 開所時間 : 24時間
- (5) 定員等
  - ア 定員 : 20名
  - イ 対象児童 : 地域の未就学児童
  - ウ 事故発生時登録児童数 : 11名(平成27年12月現在)

(内訳)

(単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳から 就学前	計
登録児童数	1	2	2	3	3	11

(6) 職員：保育士1名及び保育従事者5名（すべて常勤）

(7) 発生日当日の状況

ア 児童数 5名（本児を含む。0～4歳児）

イ 職員数 保育士1名（本件保育士）

(8) 直近の立入調査の結果

平成27年6月30日に県が児童福祉法第59条に基づく立入調査を実施し、県が定める私設保育施設指導監督基準（参考資料3）を満たしているかの確認を行い、保育士従事者が複数配置されていない時間帯がある等の点について、改善勧告・文書指摘を行っている。

### 3 本児の情報

生年月日：平成27年7月18日（0歳4カ月）

性別：男

入所日：平成27年11月7日

### 4 本件保育士の情報

- ・平成18年3月31日に保育士登録(神奈川県)※令和元年8月22日に取消
- ・平成27年2月3日から本施設に勤務

### 5 事案発生日（平成27年12月6日）の本児の様子等

本児が死亡するまでの様子等を、保育事業者の事故報告書により時系列でまとめると、表I-2のとおりとなる。

表I-2 本児が死亡するまでの様子等

時間	内容
午前0時08分	本児を預かる。そのまま本児をベッドに運び毛布をかける。
午前1時55分	本児がうなっただので抱きかかえ背中をさする。
午前2時03分	本児の呼吸を確認する。
午前2時56分	本児がうなっただので抱きかかえ背中をさする。（県がビデオで確認）
午前4時00分	本児が動いたことを確認する。
午前4時12分	本児がうなっただので抱きかかえ背中をさする。

午前 4 時 27 分	本児の異変に気付く。心音、呼吸が確認できず。 本件保育士が本児に人工呼吸を行う。
午前 4 時 29 分	119 番通報
午前 4 時 36 分	消防が到着し、本児を引き渡す。
午前 4 時 40 分	母親に連絡がつく。
午前 9 時 59 分	本児死亡。
昼間	警察が来園。
夕方	警察が再来園し、ビデオのコピーを押収。

## 6 事案発生前の状況

平成 15 年に設置届を受理して以降、施設は 2 回移転しており、県は、表 I—3 のとおり、ほぼ毎年立入調査を計 11 回行い、3 回の改善勧告を行うなど改善を指導している。

表 I—3 立入調査の状況等（事案発生前）

年月日	内容
H15. 5. 30(金)	<b>私設保育施設設置届提出</b> ・事業開始年月日 平成 10 年 11 月 1 日（所在地 平塚市紅谷町）
H15. 8. 1(金)	<b>立入調査①</b> 改善指示 5、指導事項 5 【主な指摘事項】有資格者が保育従事者の 3 分の 1 以上いない
H16. 7. 21(水)	<b>立入調査②</b> 改善指示 4、指導事項 5（9/28 通知） 【主な指摘事項】有資格者が保育従事者の 3 分の 1 以上いない
H17. 7. 20(水)	<b>立入調査③</b> 改善指示 23、指導事項 3（10/17 通知） 【主な指摘事項】有資格者が保育従事者の 3 分の 1 以上いない
H18. 6. 26(月)	<b>立入調査④</b> 改善指示 10、指導事項 7（8/18 通知） 【主な指摘事項】保育従事者が複数配置されていない時間帯がある。
H18. 7. 4(火)	<b>私設保育施設変更届受理①</b> ・変更年月日 平成 17 年 7 月 1 日（所在地 平塚市明石町）
H19. 6. 26(火)	<b>立入調査⑤</b> 改善指示 11、指導事項 7（11/6 通知） 【主な指摘事項】保育従事者が複数配置されていない時間帯がある。
H20. 9. 12(金)	<b>立入調査⑥</b> 文書指摘 14、口頭指摘 4（11/26 通知） 【主な指摘事項】保育従事者が複数配置されていない時間帯がある。
H21. 3. 31(火)	<b>改善勧告①</b> 改善事項 3（指導事項なし） 【主な改善事項】保育従事者が複数配置されていない時間帯がある。
H23. 2. 3(木)	<b>立入調査⑦</b> 文書指摘事項 6 【主な指摘事項】デイリープログラムが作成されていない。
H23. 6. 10(金)	<b>私設保育施設変更届受理②</b> ・変更年月日 平成 23 年 6 月 1 日（所在地 平塚市宮ノ前）
H24. 6. 20(水)	<b>立入調査⑧</b> 文書指摘 9、口頭指摘 1（12/26 通知） 【主な指摘事項】保育従事者が複数配置されていない時間帯がある。
H26. 3. 7(金)	<b>立入調査⑨</b> 文書指摘 9、口頭指摘 4（3/7 通知）

年月日	内容
	【主な指摘事項】保育従事者が複数配置されていない時間帯がある。
<u>H26. 7. 17(木)</u>	<b>立入調査⑩</b>
<u>H26. 9. 30(火)</u>	<b>改善勧告②</b> ・改善事項 2、文書指摘 2、口頭指摘 5 <b>【改善すべき事項】</b> 1 保育従事者が複数配置されていない時間帯があるので改善してください。 2 月極乳幼児数に対する保育従事者について、有資格者が全く配置されていないので、保育従事者の必要数の3分の1以上配置してください。 <b>【文書指摘事項】</b> 1 乳幼児の健康診断について、全く実施されていないので1年に2回実施してください。 2 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施していないので実施してください。
<u>H27. 6. 30(火)</u>	<b>立入調査⑪</b> を実施
H27. 11 月～	母親が「託児所 ちびっこBOY」に本児を登録し、週（月～土）3日、0:00～8:00 で利用を開始。
<u>H27. 12. 7(月)</u>	<b>改善勧告③</b> ・改善事項 1、文書指摘 3、口頭指摘 4 <b>【改善すべき事項】</b> 保育従事者が複数配置されていない時間帯があるので改善してください。 <b>【文書指摘事項】</b> 1 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施していないので実施してください。 2 乳幼児の健康診断について、全く実施されていないので、1年に2回実施してください。 3 調理（調乳）に携わる職員の検便が全く実施されていないので毎月実施してください。

## 7 事案発生後の状況

平成 27 年 12 月の事故発生後から、平成 28 年 10 月 24 日の休園まで、県は、表 I—4 のとおり特別立入調査を 6 回、立入調査を 1 回行い、改善指導を行っている。

表 I—4 特別立入調査の状況等（事案発生後）

年月日	内容	備考
<u>H27. 12. 7(月)</u> 9:20	市から乳児死亡事案の状況報告	
19:10～20:35	<b>特別立入調査①</b> を実施	



年月日	内容	備考
H27. 12. 8(火)	(施設は営業をしていたものと思われる)	営業
H27. 12. 9(水)	保護者1名が「園が休止しているのに、一時預かりを実施している保育所を紹介してほしい」と窓口に来たため、他の保育所を紹介。(営業を休止したものと思われる)	休園
H27. 12. 10(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市から、施設が自主的に休園しているとの情報を入手</li> <li>施設長と面談。12/12(土)17時からの営業再開を検討している旨の説明あり。</li> </ul>	休園
H27. 12. 11(金)	改善指導(電話) <ul style="list-style-type: none"> <li>施設長に対し、勧告内容の改善を図ったうえでの営業再開及び改善報告書の提出を指導。</li> </ul>	休園
同日付	施設が県に「改善報告書」を提出	
H27. 12. 12(土)	営業再開(17:00～翌6:00。子どもがいた時間。以下同じ。)	営業
H27. 12. 13(日)	運営状況確認(電話) <ul style="list-style-type: none"> <li>12/12(土)の受入児童数は10名程度で泊まりはなし。</li> <li>マスコミの取材等混乱はなく、保護者からのクレーム等もなかったとのこと。</li> </ul>	営業
H27. 12. 14(月)		営業(8:43～翌5:28)
H27. 12. 15(火)	施設から「改善報告書」を受理。 <b>【報告書の内容】</b> 複数配置の目処が立ったので、12/12より営業を再開する。	営業(8:47～翌8:38)
<u>H27. 12. 16(水)</u> 19:00～23:30頃	<b>特別立入調査②</b> (事前通告なし)を実施し、改善状況確認 <b>【確認結果】</b> 営業を再開した12/12(土)17時～12/16(水)19時の間は、「保育従事者が複数配置されている」ことを確認。 <b>【確認事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員のタイムカードにより、保育従事者の氏名、出勤時刻、退社時刻を確認。</li> <li>タイムカードで確認できなかった時間帯については、その場で監視カメラの録画映像により、2名が保育に従事していたことを確認。</li> </ul>	営業(8:44～翌4:59)
H27. 12. 17(木)	24:00保育士(事故当日に勤務していた者)を解雇	営業(8:49～翌4:58)
<u>H27. 12. 18(金)</u> 21:00～22:30	<b>特別立入調査③</b> (事前通告あり)を実施 <b>【確認結果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>有資格者が同日0時から在籍していないことを確認し、改善勧告通知を手交し(22時45分頃)、1月7日までの改善および報告を指示。</li> <li>あわせて、基準を満たす体制が確立されるまでの休園を促す。</li> <li>施設長からは、「保護者からの要請、従業員の生活のため、休園はしない」との意向が示された。</li> <li>調査終了後、施設長から「有資格者から手伝ってくれるとの連絡があった。詳細は来週中に会って相談する予</li> </ul>	営業

年 月 日	内 容	備 考
	定」との一報が入った。 ・ 前回の調査(12月16日)以降、保育従事者の複数配置は継続されていることを確認。 ・ 配置基準に基づく「必要な保育従事者数」についても、複数いることを確認済み。 <b>【確認事項】</b> ・ 職員のタイムカードにより、保育従事者の氏名、出勤時刻、退社時刻を確認。 ・ 受入児童のタイムカードにより、児童の受入状況(入園及び退園時刻)を確認。	
H27. 12. 20(日)		休み
H27. 12. 21(月) 19:30頃～	運営状況確認(電話) ・ 電話で運営改善状況を確認 ・ 有資格者から勤務する旨の返答あり。雇用期間は今後相談して決めるとのこと。	営業
H27. 12. 24(木) 17:30～20:00	運営状況確認(訪問) ・ 雇用予定者は保育士とのこと。	営業
<u>H27. 12. 24(木)</u>	<b>改善勧告</b> ・ 改善すべき事項数 1 (H28. 1. 7 期限) <b>【改善すべき事項】</b> 保育士又は看護師の資格を有する者を月極乳幼児の保育に従事するものの概ね3分の1(1未満の時は1名)確保すること	
H27. 12. 26(土)	施設が新任保育士を雇用	営業
H27. 12. 28(月)	<b>改善指導(電話)</b> ・ 電話で運営状況を確認 ・ 12. 31～H28. 1. 4は休業予定とのこと ・ 改善報告の記載例を郵送する旨を伝達	営業
H28. 1. 4(月)	運営状況確認(電話) ・ 電話で運営改善状況を確認	休園 12/31(木) ～1/4(月)
H28. 1. 5(火) 16:50～17:40	運営状況確認(訪問) ・ 訪問面談で運営改善状況を確認	営業再開 (16:00～)
H28. 1. 5(火)	改善報告書の受理 ・ そろっていない添付書類は後日提出予定。 ・ 新任保育士は、週3日(計36時間)勤務の予定。 ・ 文書指摘事項の「職員の健康診断」は12月に1名実施、残りも1月中に実施予定と確認。 ・ 「乳幼児の健康診断」は1月中の実施を保護者に働きかける予定。 ・ 「職員の検便」は検査機関と契約予定(1月から毎月実施) ・ 給料日(毎月10日)後に賃金台帳を作成することから、1/14(木)又は15(金)に特別立入調査を実施する	

年月日	内容	備考
	こととした。	
H28. 1. 7(木)	改善指導(提出を受けるべき書類の一覧を郵送) ・1/5 (火) 付け改善報告において、後日提出するとして書類の一覧を郵送。	営業
H28. 1. 12(火)	施設長から来電 ・1/11 (月) に義父が死去したため1/14 または1/15 の調査受検は困難。 ・書類が整った時点で改めて施設長から連絡する。	営業
H28. 1. 14(木)	運営状況確認(電話) ・保育士からの書類が未提出であり、1/16 (土) の出勤時に施設長が受理する予定と聞き取り。	営業
<u>H28. 1. 28(月)</u> 13:30~14:00	<b>特別立入調査④</b> を実施 ・後日提出するとして書類の写し受領(雇用契約書、保育士証、賃金台帳、勤務シフト表、健康診断結果通知)により、勧告に係る改善状況を確認した。	営業
H28. 2. 5(火) 17:30~19:30	運営状況確認(訪問) ・施設長と面談 ・1月に実施した「職員の検便」結果について受領。	営業
H28. 2. 25(木)	運営状況確認(電話) ・1月中に実施するとして次の書類の提出期限(2/29)に向けて、状況を確認。(ア職員の健康診断、イ全乳幼児の健康診断) ・期限までの提出が困難との申立があったため、改善状況を文書で報告するとともに、いつまでに提出可能か、明記するよう指示。	営業
H28. 2. 29(月)	2月27日付け「改善状況の報告」を郵送にて受理 ・職員の健康診断 【改善中】3月第1週には提出 ・全乳幼児の健康診断【改善中】 ・職員の検便【改善済み】	
H28. 3. 2(水)	運営状況確認(電話) ・勤務シフト上、保育者の複数配置を優先するためには3月4日(金)までの間の特別立入調査への対応は困難。 ・3月7日(月)に特別立入調査を行う旨伝え、合意。	営業
H28. 3. 7(月)	施設長から来電 ・勤務シフト上、どうしても対応が困難。平成28年3月11日(金)15時からお願いしたい。	営業
<u>H28. 3. 11(金)</u> 15:00~16:00	<b>特別立入調査⑤</b> を実施 ・2/29までに提出するとして書類のうち、2/5に提出された「職員の検便」結果以外の次の書類の提出があった。(家族(妻及び息子)に係る健康診断結果通知、2名の児童に係る母子健康手帳の写し) ・これにより、改善勧告事項及び文書指摘事項については全て改善された。	営業

年月日	内容	備考
H28. 6. 7 (火) 14:00~16:00	<b>立入調査①</b> を実施 ・文書指摘なし ・口頭指摘 ・乳幼児の健康診断・従事者の質の向上 ・口頭指導 ・施設長の勤務記録が作成されていない	
H28. 10. 21(金)	共同通信社から取材が入り、「 <b>保育士が逮捕された</b> 」との情報提供。その後、各社からも順次取材を受ける。	営業
H28. 10. 21 (金) 17:38~19:10	<b>特別立入調査⑥</b> を実施 ・職員配置数や保育士資格を有する職員の配置など、指導監督基準に関する重大な違反はなし。 ・施設長の妻に確認したところ、保護者からの要望もあり、当面は児童を預かる予定だが、この先はわからない。	営業 職員 2名 児童 2名
H28. 10. 24(月)	運営状況確認 (訪問) ・施設長の妻と面談、施設休止届受理 ・25日朝、児童が帰った時点で休園	営業

## 8 本件保育士逮捕後の状況

本件保育士は、表 I—5 のとおり平成 28 年 10 月 21 日に傷害致死容疑で逮捕され、平成 31 年 3 月 9 日に懲役 10 年の実刑が確定している。また、強制わいせつ罪等でも起訴され、平成 30 年 7 月 25 日に懲役 15 年の実刑が確定している。

表 I—5 逮捕後の本件保育士に対する裁判結果等

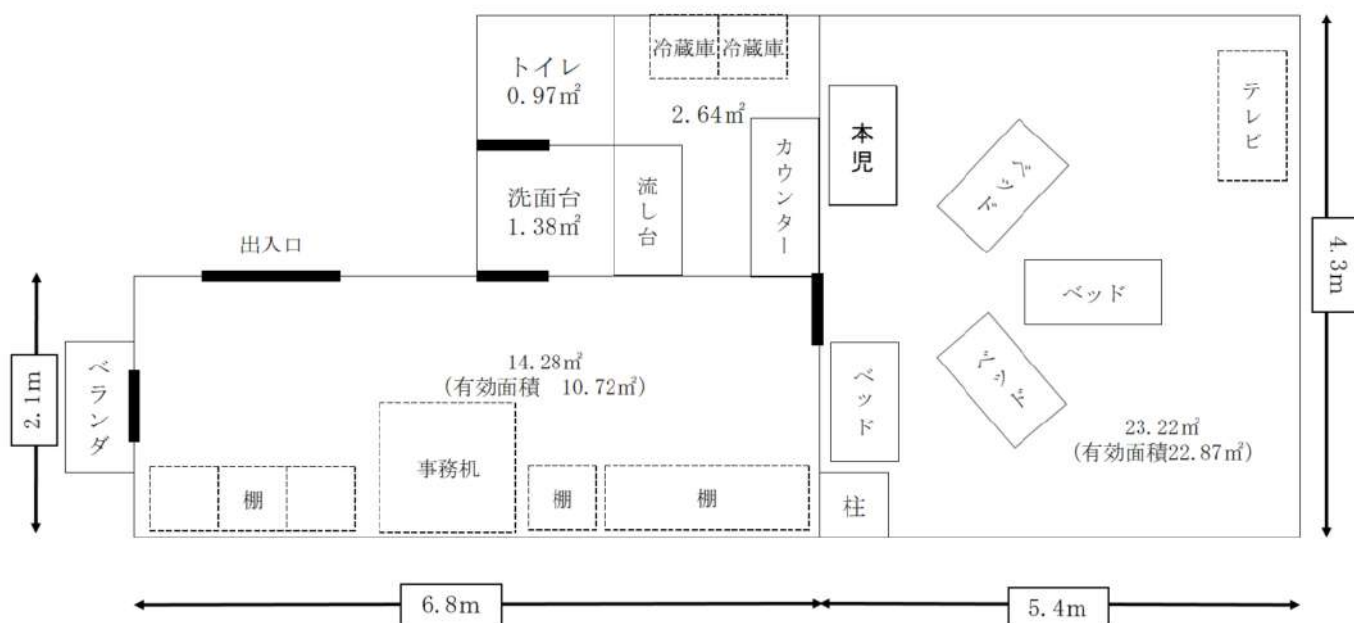
年月日	内容	備考
H28. 10. 21 (金)	事故発生時に勤務していた保育士が、施設において児童に暴行を加え脳挫滅により死亡させたとして傷害致死容疑で逮捕	
H28. 11. 10(木)	強制わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ法違反容疑で再逮捕	
同日	傷害致死罪で起訴	
H29. 12. 26(火)	強制わいせつ罪等 地裁判決 懲役 15 年 (12. 28 控訴)	
H30. 2. 14(水)	傷害致死罪 地裁判決 懲役 10 年 (3. 1 控訴)	
H30. 7. 25(水)	強制わいせつ罪 高裁にて控訴棄却 確定(7. 25)。	
H30. 11. 2(金)	傷害致死罪 高裁にて控訴棄却 (11. 6 上告)	
H31. 2. 25(月)	傷害致死罪 最高裁にて上告棄却	
H31. 3. 8(金)	傷害致死罪 最高裁にて異議申立棄却 確定 (3. 9)	
R1. 8. 22(木)	保育士登録 取消	

## 9 事案発生現場

本施設は駅から徒歩7分程度の場所のビル3階にあり、発生当時、図I-1のとおり本児を含む0～4歳児5名が1部屋に集められ、ベビーベッドで就寝していた。本児は、一番壁側であった。保育士は本件保育士1名で保育していた。

なお、現在はビル自体が解体されている。

図I-1 事案発生現場の図面等



## 10 関係者などへのヒアリングにより確認できた事実

### (1) 施設長①（平成 27 年 12 月 7 日特別立入調査）

#### ア 当日の本児の様子

- ・ 受入れ時、いつもよりもゴホゴホしていたが、大きな異常はなかった。
- ・ 登降園時には、いつも母の友人の女性が対応している。受け入れた際に、特に変わった様子等がある旨の話はなかった。
- ・ 本児がいつもする、踏ん張るようなぐずりは見られた。
- ・ ベッドは一人で利用。仰向けで対応。

#### イ 事案発生時の状況

- ・ 心音、呼吸がないことを確認。（4：27 頃）通常巡回で確認する。
- ・ 本件保育士と他の利用児童の保護者（降園で迎えに来ていた）の 2 名で心肺蘇生、救急連絡、施設長連絡、保護者連絡（母携帯、勤務店、母友人携帯）を行った。
- ・ 救急車には本件保育士は同乗せず。搬送先は確認。
- ・ 母親には 4：40 頃連絡がつく。
- ・ 救急車出発後に施設長が園に到着。施設長、本件保育士らで搬送先病院に向かう。

#### ウ 発生時の体制

- ・ 発生時、施設内には本件保育士が 1 人だけで対応していた。（児童は 5 人）

#### エ 県で確認した事実

- ・ 2：56 前後の保育状況をビデオ画像で確認。本件保育士がベッドから本児を抱えてあやしながら事務所へ移動する様子を確認する。特に乱暴な様子等は見られず、通常の保育対応。
- ・ 職員配置 1 名に対し受入児は 5 名（本児を含む）。この点については、施設長から「反省している」（職員の複数配置について、数年来継続指摘となっている）との話があった。
- ・ 11 月から登録児として利用。週 3 日（月～土）0：00～8：00 の利用。
- ・ 12 月利用状況（タイムカードで確認）

12/2(水)	23：53～4：34
12/3(木)	1：33～5：22
12/4(金)	3：17～7：02
12/5(土)	0：10（当日）※

※県の記録では 12/5(土)となっているが、12/6(日)であると思われる

## (2) 施設長②（平成 28 年 11 月 7 日）

- 10 月 21 日に本件保育士とともに逮捕・拘留されていたが、11 月 1 日に釈放された。
- 容疑は証拠隠滅。本件保育士が施設で使用していたパソコンに水をかけて使えなくしたため。パソコンは、事件後、警察とともにインターネット閲覧履歴を確認したが、児童ポルノ等、怪しい履歴はなかった。  
事件発生後 1 週間後くらいに、ウイルス感染による情報流出が心配だったこと、また気持ちのいいものではなかったことから使えなくした。
- 県の指導どおりに職員を複数配置していれば、事件は発生しなかった。悔やまれる。
- 事件後、いろいろと親身に相談に乗ってもらったが、結果としてこうなってしまうと申し訳なく思っている。
- 本件保育士は、幼児愛好者だが、その対象を死に至らしめるような人間とは今でも思えない。内実は気の弱い小心者である。
- 警察は、複数の医師の見立てで、死に至った状況が、施設に預けられた 0 時以降であることから、本件保育士を逮捕した。そうだとしたら本件保育士しかやりえないのだが。

## (3) 本見のご家族

本見の母親には接触できていない。平成 27 年 7 月の本見出産前から、市母子保健担当課が心配な妊婦とのことで把握しており、出産後も、複数回接触していた。

## (4) 本件保育士

事案発生直後は接触していない。平成 28 年 10 月に傷害致死容疑で逮捕され、裁判を経て刑が確定、刑務所に収監された後に接見をした（令和元年 10 月 16 日）。

接見した結果、本件保育士は刑確定後も園児の傷害致死に関する関与を認めていなかった。また、忙しいシフトの中、一人で保育をすることが多く、ストレスを感じていたとの発言があった。一人で保育する際には、25 人から 30 人の園児を見ることもあり、事故が発生しやすい環境であったことが推測される。

### 【接見の概要】

1 2つの刑罰のうちの傷害致死のことにについて伺いたい。

本当にやっていないし、納得ができない。事実と異なっている。

夜間の保育中に、当時亡くなってしまった子どもが倒れていたのので、発見し、警察に通報しただけであって、全くもって関与していない。裁判所においても、傷害致死についてはやっていない旨主張し、控訴もしたが、検察と裁判員は亡くなった子どもの解剖結果と、その結果を踏まえた医学者等の見解のみで判断し、有罪判決が下ってしまった。

弁護士からも、児童ポルノ法違反（懲役15年・こちらについては控訴なし）の前科があったこともあり、確実な証拠もなく、不利な判決となってしまったと言っている。とにかく私はやっていない。

2 なぜ事故が発生したか、亡くなった要因についても分からないということか。

関与していないので、全くもって分からない。

3 施設における労働環境等が原因で、事故が発生してしまったと考えているか。

直接の原因かは分からないが、施設面においても労働環境においても、認可外保育所ということもあり、よくなかった。特に認可保育所にて勤務していたこともあったので、その差は尚更であった。

保育をする上で、当時働いていた保育所は雑居ビルの一室で運営しており、預かっていた子どもの人数に対しての広さ（面積）が非常に狭かった。

また労働面においても、当時保育士が自分だけ（週1・2回勤務）であり、他には①オーナー②オーナーの妻③オーナーの息子（月1・2回勤務）④非常勤女性職員2名という体制であったことから、複数の保育士や人員を増やして欲しかった思いがあった。

そのような体制ということもあり、勤務の日は、タイトなシフトで保育を行っていた。当時勤務していた時に、オーナーに保育士の人員に係る労働環境の改善を訴えたが、取り計らってもらえなかった。また、保育に係る費用等についても、認可外保育所については補助金が下りないこともあり、予算が足りなくなったら、自ら保育に係る金銭の負担も行っていった。

4 そういった環境の中で働いていてストレス等感じていたか。

多少あったが、だからといってその感情を子どもにぶつけたことは一切ないし、一線を越えてもいない。

確かに児童ポルノ法違反・わいせつ行為については、小さい女兒に対しての興味が元々あり、いくつかの行為に及んでしまったことは確かである。保育士としてあってはならない、やってはいけないということも認識しているが、ストレスが直接の原因ではなかった。勿論傷害致死については、絶対にやっていない。

また、労働環境等は酷かったが、オーナーには今でも感謝している。仕事だけでなくプライベートでも付き合いがあり、非常に仲が良かった。

5 勤務中に楽しかったことはあるか。

自分の勤務時間帯は夜（22：00～6：00）であったこともあり、子ども達の殆どが寝ており、直接、接することは少なかったが、週1・2勤務ということもあって、日にちを置いて子ども達の寝顔を見たときは、可愛い・嬉しいといった気持ちがあった。



6 今回の事件を踏まえ、保育所で事故を防げるような方策等、思うところはあるか。  
当然かと思うが、一人保育は無理であり止めるべきであり、複数の保育士を配置して保育を行うべきであるとする。当時1人で25～30人の子どもを見ていたこともあった上に、夜間保育の勤務時間帯に小学生を預かっていたこともあった。  
また、子ども達の成長に応じた保育の視点からいうと、異年齢保育や子ども達を外に出してあげたり、十分な敷地を確保するといった、環境整備も必要であるとする。

#### (5) 事案発生後の本施設における対応について

平成27年12月6日の事案発生後、12月8日(火)～11日(金)まで休園し、12日(土)から営業を再開した。平成28年10月21日に本件保育士が逮捕され、24日(月)に施設休止届を提出。25日(火)から休園となった。

### 1.1 公判記録から確認できた事実

#### (1) 本児の受傷状況及びその症状等に関する事実

ア 本児が緊急搬送された病院で治療にあたった医師によれば、本児の頭部の受傷状況及びその症状等について、以下の事実が認定できる。

(ア) 本児の頭部の受傷状況について、

- ①右側頭部に皮下出血や血腫
- ②ラムダ縫合に交叉する範囲にS字状の頭蓋骨骨折
- ③同骨折に一致する部分の硬膜が破れ、脳実質が露呈
- ④大脳左右半球に外傷性くも膜下出血、大脳右半球に急性硬膜下血腫
- ⑤大脳の右半球から後頭葉にかけて脳表面が挫滅し、脳実質が高度に浮腫状態で、広範囲で脳のしわが潰れており、右側頭葉底面及び左半球の側頭葉から後頭葉にも脳挫滅が認められた。

本児の頭部の傷害は、CT検査で手術の適用がないと判断されたとおり、極めて致命的なものであった。(以下、上記頭部の傷害について「本件頭部損傷」という。)

(イ) 本件頭部損傷に伴い、受傷した直後から重度の意識障害や身体の脱力、けいれんや嘔吐等重症頭蓋骨内損傷に伴う症状が生ずる。

(ウ) 血液検査の結果によれば、心肺停止から長時間が経過していない。

(エ) このような頭蓋骨骨折は、転落や転倒などの過失や不可抗力で加わるには限度があり、第三者が意図的に強い外力を加えない限り、本児が本件頭部損傷を負うことはあり得ない。本件頭部損傷の原因となった強い外力は、1回の力によるものである。

そして、頭皮の外表に創傷がなかったことから、鈍体(比較的広い面

を有する平らな物体)によるものと考えられる。(なお、外力の具体的な態様は不明であるも、各医師は、挟み込む、平らな面に頭を固定して上から押すなどの圧迫、床や壁等に投げつける、足で蹴ったり、手で殴る等の打撃などの意図的な暴行が考えられると証言している。)

(2) 本件当日、本児が本施設に預けられるまでの状態

ア 本児の母親及び本児らと同居して育児を手伝っていた者の各証言によれば、本児は、平成27年12月3日頃、床からの高さ約37cmの自宅ベッドから畳にフローリング様マットが敷かれた床の上に転落したが、上記ベッドからの転落によっても、本件頭部損傷を生じさせる程度の重傷を負うことは考えられない上、同日以降も本児が母親らとともにそれ以前と変わらない生活を送っていたことからすれば、ベッドから転落したことが本児の死因に影響した可能性はない。

イ 本件前日午後8時21分に撮影された写真では、本児は、うつぶせの状態です首を持ち上げ目を開き、カメラに反応して笑顔を見せるなどしており、同時点では前記程度の重傷をおっていないかった。

また、本件当日午前零時7分の本施設エレベーター前の防犯カメラ映像では、本児は首が据わって目が開いているところ、意識がしっかりしており、身体が脱力状態にあるとも見られないため、同時点においても前記程度の重傷を負っていないかった。

(3) 被告人(本件保育士)が本件暴行をしたこと

以上によれば、本児は、本施設に預けられた本件当日午前零時8分頃から同日午前4時29分までの間に、死因となった本件頭部損傷を負ったものであり、本施設の防犯カメラ映像によれば、前記時間帯に、第三者が本施設で本児と接触したことはなく、本児がいたベッドに近づいた者は被告人しかいなかったことが認められるから、被告人以外に犯行可能性のある人物はいない。

そして、本児の頭部には、第三者によって意図的に非常に強い外力が加えられていたことが認められるから、被告人が、本児の頭部に強い外力を加える何らかの暴行を故意に加え、本児に本件頭部損傷、すなわち頭部打撲、頭蓋骨骨折に伴う脳挫滅等の傷害を負わせた事実が優に推認される。

### Ⅲ 確認できた事実から考察する本事案の課題

#### 1 夜間に1人で保育にあたっていたこと

- ・ 県の「私設保育施設指導監督基準」によると、常時保育従者を複数配置しなければならないところ、事案発生時の夜間には、保育士1名だけが保育にあたっていた。そのため、不測の事態に速やかに対応することができなかった。

##### 【基準・指針等】

◇県の私設保育施設指導監督基準

##### 1 保育に従事する者の数及び資格

##### (1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

ア 保育に従事する者（常勤職員）の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

イ （略）

ウ 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。

1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、保育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、アを適用しないことができる。なお、この場合であっても、県の助言指導には従うこと。

#### 2 立入調査で複数回基準違反があったが、改善されないまま運営が続けられていたこと

- ・ 平成15年の設置以来、毎年立入調査で基準違反が指摘され、改善されていなかったにも関わらず、県としては改善勧告にとどまり、改善命令や事業停止命令などの措置をとっていなかった。そのため、基準違反が改善されない状況のまま、本施設を運営することができてしまった。

##### 【基準・指針等】

◇児童福祉法

第46条 都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② （略）

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者

がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

- ④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第 45 条第 1 項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

### 3 犯歴がある保育士が登録取消されずに業務を続けていたこと

- 本件保育士は、表Ⅲ—1 のとおり平成 22 年に東京都でわいせつ事件を起こし、強制わいせつ罪で実刑判決を受けていた。本来ならば児童福祉法に基づき保育士登録を取り消さなければならないが、県は事件を把握しておらず、取消を行っていなかった。そのため、保育士資格を所有したまま、本施設で働くことができた。

#### 【基準・指針等】

◇児童福祉法

第 18 条の 19 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第 18 条の 5 各号（第 4 号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

第 18 条の 5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

- 一 (略)
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなるが無くなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 三～五 (略)

表Ⅲ—1 本件保育士による県外でのわいせつ事件に関する刑執行までの状況

年月日	内容
H22. 4～5 月	わいせつ事件発生（東京都港区の保育施設）
H22. 8. 10(火)	強制わいせつ罪で起訴
H22. 11. 30(火)	地裁判決 懲役 3 年
H22. 12. 1(水)～H25. 9. 25(水)	刑執行 ※未決拘留期間 50 日を含める

## IV まとめ

今回の検証により、発生時の状況等の事案の背景を調べた結果、本施設は、子どもの安全を保障できる状況がないままで運営が続けられてきた。

なお、夜間の保育ニーズについては、ほとんどは24時間児童を預かる認可外保育施設、いわゆるベビーホテルが受け皿となって対応している現状がある。今回の検証にあたっては、夜間の保育は人員配置等が十分とは言えないベビーホテルに依存しなければならない現実が社会の根底にあることを見逃してはならない。

本事案のような保育士による傷害致死事件は、2度と起こしてはならず、再発防止のためには、広く保育者や保育事業者、行政などの関係者が情報を共有することが重要である。

認可・認可外を問わず、すべての児童が安心して健やかに成長できる環境を整えるためにも、本委員会として県内のすべての保育事業者及び神奈川県に対して、以下の提言を行う。

### 1 保育事業者への提言

#### (1) 職員の複数配置

認可・認可外にかかわらず保育従事者の数については、2人以上の複数配置することが原則である。このことは、本事案のように児童の呼吸が止まるなど緊急対応が必要な事態が生じた際、人工呼吸や救急車の手配などを行う者とその他の児童に対応する者に分かれる必要があるためである。

また、1人配置では当人に急に健康上の問題が生じたときに児童を保育する者がいなくなる危険があり、さらに言えば、保育従事者が意図的に危害を加えようとした場合に、静止する者がいれば抑止力になりうるということもある。

なお、児童に事故や怪我が発生したときも、その状況説明に対する信ぴょう性が、1人の場合より複数の方が高くなることは言うまでもない。

認可外保育施設、特に夜間帯では、配置できる者の確保が困難であることが実情ではあるが、原則通り複数配置を遵守することが必要である。

#### 提言 1

緊急事態における対応や事故発生時の事実確認、事故の抑止のため、児童の人数にかかわらず、保育従事者を複数配置すること。

## 2 神奈川県への提言

### (1) 監査の実効性の確保について

本施設は、設置後の立入調査でほぼ毎年、基準違反が指摘され、度重なる改善指導や改善勧告が行われたにもかかわらず、本事案発生に至るまで是正はされなかった。

本来ならば、改善勧告でも是正されない場合は、県は、児童福祉法に基づく勧告に従わない旨の公表や事業停止命令を発出することも可能であったが、その措置が取られることはなかった。

県は、是正の見込みがない場合は、躊躇せず法令に基づいた対応を図る必要がある。

#### 提言 2

改善勧告によっても、基準違反が是正される見込みがない場合、児童福祉法に基づく公表・事業停止命令の措置をとること。

### (2) 犯歴がある保育士の資格取消について

本件保育士は、保育士登録の取消要件に該当していたにも関わらず、県がその事実を把握できず、保育士登録の取消を行わなかったことから、保育士として勤務を続けていた。

本来ならば、取消要件に該当すれば、速やかに取消処理を行うべきだが、保育士資格は全国で通用する資格であることから、本県登録の保育士が他都道府県で勤務していた際の事件を把握することは、都道府県レベルでは困難である。

制度の改善を国に要望するとともに、暫定的な措置として、取消要件に該当する情報を把握した場合は、情報収集を行い、取消もれのないよう努めるべきである。

#### 提言 3

県登録の保育士が、児童福祉法に定める保育士登録の取消要件に該当したときには、確実に取消を行えるよう、国に制度改善を要望するとともに、県としても情報収集に努めること。

### (3) 保育の受け皿確保について

保護者が夜間に子どもを預かってもらいたいと思っても、認可施設で預かってもらうこと、また、認可施設と同等の質が確保されている認可外保育施設で預かってもらうことは、極めて困難と言っても過言ではないだろう。

しかし、夜間も含めて一般的とは言えない特別の保育ニーズは少なからず見受けられる。

こうした児童であっても、安心して保育の提供を受けられる環境を整えるために、県は保育の受け皿確保を一層推進していく必要がある。

#### 提言 4

これまで、待機児童解消に向けて、県は市町村と連携して保育の受け皿確保を図ってきたが、特に夜間の保育ニーズなどへの対応は十分だったとはいえない。

今後、県は市町村と連携して、夜間の保育ニーズなどへの対応などを検討して、夜間保育の受け皿確保の推進をはかること。

### (4) 保育士不足の対応について

夜間保育を実施する施設がある中、当然、職員の複数配置を順守する必要があるが、保育士不足の状況を踏まえると、容易に複数配置ができる状況にないと考える。

多様な保育ニーズに対応するために、職員の複数配置をしっかりと順守できるように保育士不足の問題に対応していく必要がある。

#### 提言 5

夜間保育を含む多様な保育ニーズに対応するために、職員の複数配置をしっかりと順守できるように保育士不足の問題に対応していくこと。

## 3 その他（委員からの意見）

- ・ 地域から孤立している母子家庭や働き方の変化などから子どもの育児も多様化していると考えられる。保育施設の監視が強化され、保育士の資格が厳格化されたとしても、児童をベビーシッターなどに預ける保護者も多いことは事実である。法律によって、性犯罪者が子どもの保育に係ることを制限することは難しいかもしれないが、性犯罪者の更生プログラムを強化することは当然としても、そのようなものが二度と保育に係る職業につかないように警察など

が指導することが必要ではないか。

- 中長期的な視点になるが、園児への虐待やわいせつ行為を理由に園を解雇された職員が他園で採用されないように、市役所や県に報告するスキームがあってもよいのではないか。個人情報関係もあるので、施設長のみ情報を提供するという配慮は必要と考える。

また、保育士資格を取得した者に、園児への虐待やわいせつ行為は保育をする上であってはならないことを啓発していく必要があるのではないかと考える。さらに、これから資格を取得する者についても、こうした点が大事であると考え。



<参考：事案発生後の県の対応>

## 1 監査体制の強化

立入調査を行う職員を増員し、認可外保育施設に対しては、表IV—1のとおり巡回指導やフォローアップ指導を新たに実施している。

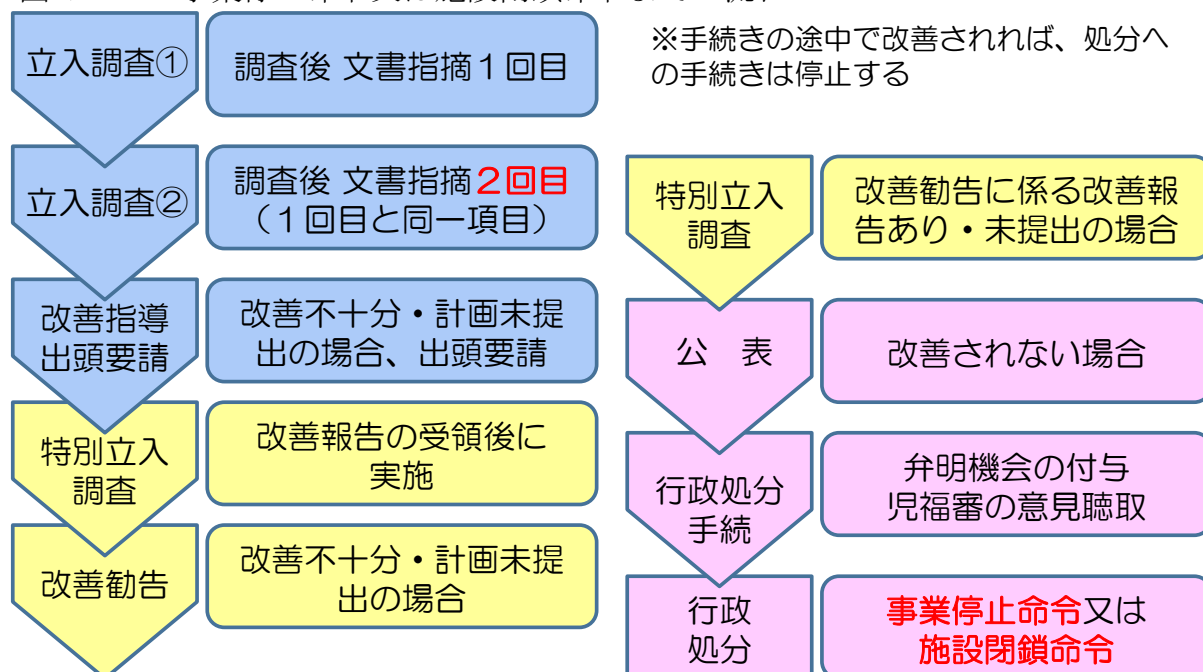
表IV—1 監査体制の強化の内容

取組	開始年度	内容	体制
指導監査の強化	H29 年度	次世代育成課内に「監査グループ」を新設。グループリーダー（係長級）を配置するとともに、保育士等を増員して体制強化を図る。	常勤3人 非常勤6人
巡回指導	H29 年度	重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回指導を行う。	非常勤3人
フォローアップ指導	H31 年度	幼児教育・保育の無償化の対象となる施設を対象に私設保育施設指導監督基準に基づき、指導・助言を行う	非常勤3人

## 2 同じ指摘が続く施設への対応

児童の生命・健康・安全に係る項目において、図IV—1のとおり2回連続して同一の指導監督基準の項目について、文書指摘を受ける等の認可外保育施設は、改善勧告・公表・事業停止命令等へつながる手続きに入ることとしている。（平成28年4月から）

図IV—1 事業停止命令又は施設閉鎖命令までの流れ



### 3 犯歴がある保育士の資格取消について

保育士の犯歴の把握のための制度改善を、毎年国に要望を行っている。また、国においては、平成30年3月に「保育士登録の取消しに関する事務について」により、本人への届出義務の周知徹底や施設からの報告に基づく保育士登録の取消し等について通知されている。

<国への要望（令和元年7月）>

都道府県が単独で、登録されている保育士が児童福祉法第18条の5に規定する欠格事由に該当した事実を把握することは、極めて困難であることから、国において、都道府県が欠格事由を把握できる仕組みの構築を検討されたい。

<「保育士登録の取消しに関する事務について」（抄）（平成30年3月20日子発0320第5号）>

#### 1 本人からの届出義務の周知徹底等による保育士登録の取消し

##### (1) 届出義務の周知徹底

…届出義務について、保育士登録を行う都道府県は、保育士登録を行う機会等において、周知を徹底すること。

#### 2 施設等からの報告に基づく保育士登録の取消し等

##### (1) 保育士が勤務する施設及び事業所への周知徹底

都道府県は、保育士が勤務する管内の施設及び事業所（以下「施設等」という。）に対し、保育士の欠格事由及び保育士が欠格事由に該当するに至った場合の取扱いについて、周知を徹底すること。

神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会

○委員名簿

小沼 肇 ◎	学識経験者	小田原短期大学名誉学長・名誉教授
田口 幸子	弁護士	田口法律事務所
田上 幸治	医師	地方独立行政法人神奈川病院機構 神奈川県立こども医療センター 医長
萩原 敬三	教育・保育経験者	一般社団法人神奈川県保育会 理事長
目良 秋子	学識経験者	白百合女子大学教授

◎委員長

(50音順)

(参考資料)

参考資料 1

神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会  
設置要綱

参考資料 2

私設保育施設指導監督要綱

参考資料 3

私設保育施設指導監督基準

## 神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会設置要綱

## (設置目的)

第1条 神奈川県内（政令・中核市を除く）の認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「保育施設等」という。）における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討し、提言を行うことを目的として、神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 神奈川県から報告を受けた保育施設等における死亡事故等の重大事故について事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- (2) 事故の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、神奈川県に報告すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

## (構成員等)

第3条 委員は保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者5名をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員会)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、必要に応じて委員会を招集する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員長の任期は、委員としての任期と同じとする。

## (委員会の公開)

第5条 委員会は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条第1号及び第2号の規定に該当する事項について所掌するため、原則として非公開とする。

- 2 前項の規定による事項を所掌しない場合は、委員長が委員会に諮って公開とすることができる。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員会は必要により議事に関係のある者の意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課が行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

## 私設保育施設指導監督要綱

### 第1 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、私設保育施設の設置及び運営に関する事項及び県の指導監督手順について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私設保育施設 神奈川県（指定都市及び中核市は除く。）に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条又は認定こども園法第22条第1項の規定により認可を取り消されたものを含む。）をいう。

(2) 届出保育施設 法第59条の2の規定により、知事への届出が義務づけられた私設保育施設をいう。

(3) 設置者 私設保育施設を設置している者をいう。

(4) 設置予定者 私設保育施設を設置しようとする者をいう。

(指導監督の方法及び基準)

第3条 この要綱に基づく指導監督は、別に定める私設保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）により行うことを原則とする。ただし、知事が特に認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

### 第2 届出等

(私設保育施設の把握)

第4条 知事は、市町村長と協力して、私設保育施設の速やかな把握に努める。

(事前指導)

第5条 知事は、市町村長と協力して、設置予定者に対して、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等について説明し、法その他の関係法令及びこの要綱に基づく指導監督の遵守を求めるとともに、届出保育施設に該当する場合は、法に定める届出を行うよう指導する。

(施設設置届)

第6条 届出保育施設の設置者又は設置予定者は、法第59条の2第1項の規定により、次の各号に掲げる書類を添付して、事業開始後1か月以内に、私設保育施設設置届（第1号様式）正副各1通を知事に提出する。

(1) 施設の設備の構造及び面積がわかる図面（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設は提出を要しない）

(2) 保険契約書の写し

(3) 保育従事者のうち有資格者の資格が確認できる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の届出を行った施設の設置者は、当該施設が法施行規則第49条の2に規定する届出対象外施設となったときは、その旨が確認できる書類を知事に提出する。

(変更届等)

第7条 届出保育施設の設置者は、前条により届け出た事項のうち、法施行規則第49条の4に定める事項について変更を生じたときは、変更のあった日から1月以内に私設保育施設変更届(第2号様式)正副各1通を知事に提出する。この場合において、建物その他の設備の規模及び構造を変更したときは、前条第1項第1号の図面を添付する。

2 届出保育施設の設置者は、当該保育事業を休止若しくは廃止するときは、休止又は廃止した日から1か月以内に私設保育施設休止・廃止届(第3号様式)正副各1通を知事に提出する。

3 前項の規定により、施設休止届を提出した者が、業務を再開したときは、1月以内に前条に定める私設保育施設設置届を知事に提出する。

(届出懈怠施設及び虚偽の届出をした施設への措置)

第8条 知事は、届出保育施設であるが、開設後1月を経過後も届出を行っていない施設を把握した場合には、当該施設の設置者に対し文書により期限を付して届出を行うよう求める。また、届け出た事項が虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

### 第3 報告

(定期報告)

第9条 設置者は、毎年4月1日現在の私設保育施設の運営状況について、私設保育施設運営状況報告(第4号様式)正副各1通により4月末日までに知事に報告する。ただし、新規に開設した施設については、事業開始の日から1月以内に知事に報告する。

2 設置者は、毎年10月1日現在の入所児童及び保育従事者の状況について、私設保育施設入所児童等報告(第5号様式)正副各1通により10月末日までに知事に報告する。

(臨時報告)

第10条 設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度すみやかに知事に報告する。

(1) 施設の管理下において、児童の死亡、重傷事故、食中毒等の重大な事故が発生した場合(第6号様式)

(2) 24時間かつ週のうち概ね5日以上入所している児童がいる場合(第7号様式)

(3) 前2項のほか知事が児童の処遇上の観点から必要と認め、報告を求めた場合

2 知事は前項の報告を受理したときは、当該報告に係る事項を速やかに当該施設の所在地の市町村長に通知する。

### 第4 立入調査

(立入調査の実施)

第11条 知事は、年度ごとに実施計画を定め、その職員をして定期的に私設保育施設又はその事務所に立ち入り、その設備又は運営について、指導監督基準に基づき、設置者又は管理者

に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。ただし、前年の立入調査において適正な運営がされており、指導監督基準を満たしていた施設については、立入調査に代えて書面による調査を行うことができる。

2 前項の実施計画にかかわらず、知事は、年度途中で新規に把握した施設については、速やかに立入調査を行う。

3 前2項に規定する場合のほか、知事は児童の処遇上の観点から必要があると認めるときは、その職員をして随時私設保育施設又はその事務所に対する立入調査（以下「特別立入調査」という。）を行わせることができる。

（調査担当職員等）

第12条 立入調査は、原則として県職員と当該施設の所在する市町村職員により行うが、必要に応じて、関係機関の職員、児童福祉司、保健師、看護師等の専門的知識を有する者を加えて調査を行う。

（実施手順）

第13条 立入調査は、設置者又は管理者に対して、期日を事前通知したうえで行うものとする。ただし、特別立入調査について、この限りでない。

2 立入調査は、設置者又は管理者の立会いのもとで行い、必要に応じて、保育従事者その他当該施設の職員、施設を利用する児童の保護者等からも事情を聴取する。

3 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、必要に応じて、立入調査に代えて事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法による集団指導を行うことができる。

（口頭の助言、指導等）

第14条 調査担当職員は、施設の設備又は運営に関して必要と認められる事項について、立入調査の際に口頭で助言、指導等を行う。

（結果通知）

第15条 知事は、立入調査の結果について、文書により当該施設の設置者又は管理者に通知する。

（改善指導）

第16条 知事は、立入調査の結果、施設の設備又は運営の状況が別に定める文書指摘事項、口頭指摘事項のいずれかに該当する場合には、前条の結果通知において改善すべき事項を通知し、期限を付して文書による改善報告又は改善計画の提出を求める。

2 知事は、前項の報告又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じて、その職員をして設置者又は管理者に対する聴き取りや施設又は事務所に対する立入調査を行わせる。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様とする。

## 第5 改善勧告

（改善勧告の対象）

第17条 知事は、前条の改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無いことを確認した場合には、改善勧告を行う。

2 前項の場合において、知事は、当該施設の所在地の市町村長に対し、勧告の内容を速やか



に通知する。

(改善勧告の手順)

第 18 条 知事は改善勧告の内容を文書により私設保育施設の設置者又は管理者に通知し、回答期限を付して文書で報告を求める。

2 前項の場合において、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限を付して移転を勧告する。

3 知事は改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

(公表)

第 19 条 知事は、回答期限を過ぎても改善勧告に係る事項の改善が行われていないことを確認した場合には、施設の名称、所在地、設置者又は管理者の氏名及び勧告の内容等について公表する。

2 知事は、当該施設の所在地の市町村長に対して、前項の内容を通知するとともに、公表の実施について協力を依頼する。

(利用者への周知)

第 20 条 知事は、前条の公表を行ったときは、当該施設の所在地の市町村長と協力して、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該施設の利用者に対する周知に努めるとともに、必要があると認めるときは、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる。

## 第 6 事業停止命令及び施設閉鎖命令

(事業停止命令の対象)

第 21 条 知事は、改善勧告にもかかわらず改善されていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつこれを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、設置者に対して事業の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の場合において、当該施設の運営又は設備の状況が改善されたことを確認したときは、設置者からの申し出に基づき、前項の命令を解除することができる。

(施設閉鎖命令の対象)

第 22 条 知事は、設置者が前条の事業停止命令に従わない場合又は事業停止による改善が期待されずに当該施設の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、設置者に対して施設の閉鎖を命ずることができる。

(入所児童に対する措置等)

第 23 条 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて当該施設の所在地の市町村長と協力して、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

(事業停止命令及び施設閉鎖命令の手順)

第 24 条 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合には、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条に基づき、当該施設の設置者又は管理者について意見陳述のた

めの手続きを執る。

- 2 知事は、前項の手続の終了後、速やかに、当該施設の事業の停止又は施設の閉鎖について、児童福祉審議会の意見を聴く。
- 3 知事は、前項の児童福祉審議会の意見聴取の後、命令の原因となる事実が改善されていないことを確認したうえで、当該施設の設置者又は管理者に対し、書面により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(対象施設の公表)

第 25 条 知事は事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、施設の名称、所在地、設置者又は管理者の氏名及び命令の内容等について公表する。

- 2 前項の場合において、知事は施設の所在地の市町村長に対し、前項の内容を通知するとともに、公表の実施について協力を依頼する。

## 第 7 緊急時の対応

(緊急時の改善勧告)

第 26 条 知事は、児童の福祉を確保するため、次のいずれかに該当する場合で、緊急を要すると認めるときは、第 4 及び第 5 の規定によらずに改善勧告を行うことができる。

- (1) 児童数に対する保育従事者が著しく不足している場合
- (2) 保育に従事する者の中に有資格者がいない場合
- (3) 保育室の面積が著しく指導監督基準を下回る場合
- (4) 非常災害に必要な設備がない場合
- (5) その他児童の福祉のために特に必要があると認められる場合

- 2 前項の場合において、知事は当該勧告を行った後、児童福祉審議会に報告する。

(緊急時の事業停止又は施設閉鎖命令)

第 27 条 知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため、次のいずれかの該当する場合で、緊急を要すると認めるときは、行政手続法第 13 条に基づく意見陳述の手続又は児童福祉審議会の意見陳述の手続を経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。

- (1) 施設の保育内容や保育環境が著しく指導監督基準を下回り、改善の見込みがない場合
- (2) 施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故が発生している場合
- (3) 施設の設置者、管理者等が、当該施設において保育を受ける児童に虐待を加え、危害を及ぼしている場合
- (4) 前各号のほか、公益上又は児童の生命若しくは身体の安全を確保するため緊急を要すると認められる場合

- 2 前項の場合において、知事は当該命令を発した後、速やかに児童福祉審議会に報告する。

## 第 8 情報提供

(市町村等に対する情報提供)

第 28 条 知事は、立入調査の結果や改善指導を行った後の当該施設の状況等について、必要に応じて市町村その他の関係機関に対して情報の提供を行う。

(県の情報提供)

第 29 条 県は、県の所管する届出保育施設に関して、次の各号に掲げる事項をとりまとめ、

市町村と協力して情報の提供を行う。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 電話番号
- (4) 設置者の氏名
- (5) 管理者の氏名
- (6) 建物その他の設備の規模及び構造
- (7) 事業開始年月日
- (8) 開所時間
- (9) 入所定員
- (10) サービス内容
- (11) 職員配置の状況
- (12) 保険加入状況
- (13) 指導監督の状況
- (14) その他知事が必要と認めた事項

## 第9 雑則

(書類の経由)

第30条 第6条及び第7条に定める届出並びに第9条に定める報告は、事務処理の特例に関する条例(平成11年条例第41号)第3条に基づき、当該施設の所在地の市町村長を経由して行う。

2 市町村長は、前項の届出若しくは報告を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、副本を市町村長の控えとして受理し、正本を知事に提出する。

3 法第59条の2第3項及び法第59条の5第2項に定める市町村長への通知は、前項の副本の受理をもってこれに代えるものとする。

(市町村及び専門機関との連携)

第31条 知事は、この要綱に基づく指導監督事務の遂行に当たっては、必要に応じて市町村や専門機関に連携又は協力を求める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に私設保育施設を設置している者は、この要綱の施行の日から起算して1月以内に、第6条の規定により知事に届け出なければならない。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧様式で提出された第 2 号様式については、当分の間、新様式として読み替える。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 月 日から施行する。

2 私設保育施設のうち子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものについては、当分の間、第 11 条に規定する立入調査に代えて内閣府が定める企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき実施する企業主導型保育助成事業の実施機関が行った指導・監査の結果による調査を行うことができる。

## 私設保育施設指導監督基準

(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。

### 第1 保育に従事する者の数及び資格

#### 1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯や夜間・午睡の時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

- 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、

乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人
1、2歳児	幼児6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳以上児	幼児30人につき保育に従事する者1人
- 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数に係る児童の年齢については、年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。
- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。

- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。

短時間勤務の職員を充てる場合にあつては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

(2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあつては、1人）以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

なお、幼児教育を目的とする施設は、当該施設のプログラム内容、対象となる児童の年齢等を考慮し、幼稚園教諭免許取得者を有資格者として含むことができる。

- 上記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。
- 幼稚園教諭が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭の専門性を十分に発揮するという観点から、3歳以上児を中心的に保育することが望ましい。

## 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

### (1) 保育することができる乳幼児の数

イ 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

- 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であつて、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

## (2) 保育に従事する者

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は神奈川県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長(以下「神奈川県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(神奈川県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した者であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

- 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。)が、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。
- 「神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。)」とは、居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)で受講を求めている基礎研修の内容(20時間程度の講義と1日以上演習)を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修(地域保育コース)に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、神奈川県知事がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

## 3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

## 第2 保育室等の構造設備及び面積

### 1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室(施設外調理等の場合は必要な調理設備)及び便所があること。

- 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。

具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。

- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

- 「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。また、実際に保育に使用できる面積(戸棚や一人で移動困難な物品を除いた面積)で算定すること。

- (3) 乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

- 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。

### 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)については、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。

- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。

### 3 共通事項

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

- 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室(調理設備を含む。以下同じ。)と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便器の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。



- 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
- 調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

### 第3 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
  - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
  - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
  - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
  - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。（保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第3章4節「災害への備え」参照。）
- 収容人員（従業者と児童数の合計数）が30人以上の場合は、消防法第8条の規定に基づく防火管理者の選任及び届出並びに消防法施行令第3条の2の規定に基づく消防計画の作成及び届出が必要。

#### 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから本基準を適用しないことができるが、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	①屋内階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
  - ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
  - ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
  - ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
  - ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
  - ⑤その階の保育室の面積の概ね八分の一以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

- 傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ③屋外階段

ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

- 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。
- スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- 調理器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ヘ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- 非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
- 非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

○ 防火物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁登録者番号	防火対象物において使用する防火対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。
防 炎	
登録確認機関名	

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する構造の屋外避難階段
避難用	①建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） ②建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の傾斜路 ③建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する構造の屋外避難階段

- 排煙設備は、建築基準法施行令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。
- 建築基準法施行令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和 44 年 5 月 1 日建設省告示第 1728 号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第 129 条の 2 の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第 129 条の 2 の 2 の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。  
 なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。
- 4 階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成 26 年 9 月 5 日雇児発 0905 第 5 号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設

けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
  - ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合
- ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- へ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

## 第5 保育内容

### (1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を理解することが不可欠であること。

#### [乳児（1歳未満児）]

- ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・ 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

#### [1歳以上3歳未満児]

- ・ 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・ 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。

- ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

#### [3歳以上児]

- ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

#### (3歳児)

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

#### (4歳児)

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

#### (5歳児)

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

#### (6歳児)

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが活かされるようにすること。

イ 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画（デイリープログラム等）を定めること。

- 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。
- 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要であること。

- 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
- 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

- 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。  
なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

## (2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

- 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。
- 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。



エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

○ 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

専門機関からの助言を要する場合の例

- ・心身の発達に遅れが見られる場合
- ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

○ 施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上滞在している児童（長期滞在児）がいる場合、保護者との連絡を特に密にし、把握後速やかに市町村に報告する。

### (3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

○ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

○ 保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

エ 保護者からの苦情及び要望については誠意をもって対応し、適切かつ速やかに処理するよう努めること。

## 第6 給食

○ (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）を参考にすること。

### (1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

- 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
  - ・食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
  - ・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
  - ・哺乳ビンを使用するごとによく洗い、滅菌すること。
  - ・食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
  - ・原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。
  - ・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号通知）」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成 22 年 3 月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007 年）」を参考にすること。

## (2) 食事内容等の状況

- ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。
- イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。  
また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。
- アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

## 第7 健康管理・安全確保

### (1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

- 登園時の健康状態の観察  
毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。

○ 降園時の健康状態の観察

毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

○ 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。

○ 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。

○ 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。

○ 児童の健康診断は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第3条に準じ、行うこと。

(4) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

○ 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。

○ 厨房以外での調理（調乳等）に携わる職員についても検便に努めること。

○ 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウィルスの検便検査に努めること。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

○ 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。

(6) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

○ 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること。

- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

#### (7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

- ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

- 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。
- 午睡中の死亡事故を防ぐため、安全な睡眠環境を整え、常に心身の状態を確認し早く異常に気付けるよう、0，1歳児は必ず呼吸チェックを行い、（参考書式）睡眠観察記録表を作成するなど記録すること。また、2歳児以上の児童についても、顔色の状態を確認するなど、きめ細かく観察するとともに、薬を飲んでいる児童や入所後間もない児童の場合は、最大限の注意を払い、0，1歳児と同様に呼吸チェックを行い、記録すること。

- ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

#### (8) 安全確保

- ア 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- イ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- ウ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- エ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- オ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- カ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

- 事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）を参照すること。

キ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

- 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。
- 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。
  - ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
  - ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。
  - ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。
  - ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施すること。
- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、柵から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

## 第8 利用者への情報提供

(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による提示などの方法が考えられる。）
  - ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
  - ・建物その他の設備の規模及び構造
  - ・施設の名称及び所在地

- ・事業を開始した年月日
  - ・開所している時間
  - ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由  
(注：利用料の変更に関し掲示が適切になされているか、保護者への説明がなされているか)について、指導助言を行うこと。)
  - ・入所定員
  - ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
  - ・設置者及び職員に対する研修の受講状況  
(注：法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。)
  - ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
  - ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
  - ・緊急時等における対応方法
  - ・非常災害対策
  - ・虐待の防止のための措置に関する事項
- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等（メール等電子媒体を含む。）を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面等交付が義務づけられている。
  - ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
  - ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
  - ・施設の名称及び所在地
  - ・施設の管理者の氏名及び住所
  - ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
  - ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
  - ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
  - ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者へ明示しておくこと。(様式15参照)

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努めること。

- 届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。(法第 59 条の 2 の 3)
- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。
- 保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。

## 第9 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
  - ・職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等
- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
  - ・在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。  
(例)
  - ・労働者名簿（労働基準法第 107 条）
  - ・賃金台帳（労働基準法第 108 条）
  - ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第 109 条）